

福岡県公報

平成二十三年二月二十八日
第三千二百二十四号
増刊
①

目次

条 例(第六号・第二十号)

福岡県職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(学事課)	四
福岡県共助社会づくり基金条例	(社会活動推進課)	四
福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	五
福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	(廃棄物対策課)	五
福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する条例	(自然環境課)	六
福岡県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例	(農山漁村振興課)	一五
福岡県就農支援資金貸付事業特別会計設置条例	(団体指導課)	一五
福岡県営住宅条例の一部を改正する条例	(県営住宅課)	一五
福岡県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員課)	一五
福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	一六

公布された条例のあらまし

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	一六
福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	(議会事務局総務課)	一六
福岡県職員定数条例の一部を改正する条例	(議会事務局議事課)	一七
福岡県職員定数条例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	一六
1 県職員の定数配置の適正化を図るため、知事の事務部局等の職員定数を改めることとした。	(総務部人事課)	一六
2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。		
福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例	(総務部人事課)	一六
1 福岡県人事委員会の議会及び知事に対する平成二十二年十月一日付けの給与に関する報告に鑑み、本県獣医師職員の初任給調整手当の額及び給料の調整額の改定を行うこととした。	(総務部人事課)	一六
2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。		
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(総務部私学学事振興局学事課)	一六
1 九州歯科大学附属歯科衛生学院を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。		
2 一 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。		
二 関係条例の一部を改正することとした。		
三 九州歯科大学附属歯科衛生学院授業料等徴収条例は、廃止することとした。		
福岡県共助社会づくり基金条例	(新社会推進部社会活動推進課)	一六
1 新しい共助社会の実現に向け、特定非営利活動法人やボランティアをはじめとする		

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

公益的活動を行う団体が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進めるため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県共助社会づくり基金を設置することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の制定による児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(環境部廃棄物対策課)

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の制定により、熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の設置者の認定等の制度が設けられたことに伴い、当該認定等の申請に対する審査の手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する条例

(環境部自然環境課)

1 国立公園、自然環境保全地域等における自然環境の保全対策の強化を図る観点から、自然公園法及び自然環境保全法の一部が改正されたことを踏まえ、県立自然公園の特別地域等における規制の対象となる行為を追加するとともに、生態系維持回復事業制度を創設するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十三年九月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例

(農林水産部農山漁村振興課)

1 中山間地域等直接支払制度に係る資金積立方式の廃止に伴い、福岡県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県就農支援資金貸付事業特別会計設置条例

(農林水産部団体指導課)

1 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十一条第一項の規定による期間の終了により福岡県農業改良資金助成事業特別会計が廃止されることに伴い、引き続き福岡県就農支援資金貸付事業等を一般の歳入歳出と区分して経理するため、地方自治法第二百九条第二項の規定に基づき、福岡県就農支援資金貸付事業特別会計を設置することとした。

2 一 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 県営住宅の明渡し請求の類似事案が多発している現状に鑑み、当該請求をしようとする事案に関し、福岡県県営住宅管理審議会に対する諮問の対象の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(教育庁教職員課)

1 県立学校及び市町村立学校の教育内容の充実、児童生徒数の変動等に伴い、当該学校の職員の定数を改めることとした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 警察法施行令の一部が改正され地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員及び階級別定員を改めることとした。また、警察職員の定員配置の適正化を図るため、一般職員の定員を改めることとした。

2 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

1 国の措置に鑑み、本県警察職員の特種勤務手当の額の改定を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局総務課)

1 社会経済情勢の変化に鑑み、福岡県議会議員の費用弁償について、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十三年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(議会議務局議事課)

1 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律附則第二条

第一項の規定に基づき、平成二十三年四月十日に行われる福岡県議会議員の一般選挙

において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の

数について、平成十七年の国勢調査の結果による人口によることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第六号

福岡県職員定数条例の一部を改正する条例

福岡県職員定数条例(昭和二十八年福岡県条例第二号)の一部を次のように改正する

第一条の表を次のように改める。

知事の事務部局の職員	七、五七八人
公営企業の事務部局の職員	四四人
議会の事務部局の職員	五一人
選挙管理委員会の事務部局の職員	一六人
人事委員会の事務部局の職員	二六人
労働委員会の事務部局の職員	二〇人
海区漁業調整委員会の事務部局の職員	六人
監査委員の事務部局の職員	三三人
教育委員会の事務部局(学校以外の教育機関を含む。)の職員	五四四人

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第七号

福岡県職員の給与に関する条例及び福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第三号中「二万五千円」を「三万円」に改める。

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の表を

家畜保健衛生所	
(1) 獣医師（管理職員を除く。）	一・五
(2) 獣医師（(1)に掲げる者を除く。）	—

を

家畜保健衛生所	
(1) 家畜の衛生及び防疫の業務に従事する獣医師（管理職員を除く。）	二
(2) 家畜の衛生及び防疫の業務に従事する獣医師（(1)に掲げる者を除く。）	—

に

改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第八号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 総務部に属する公の施設」を「第一節 削除」に改め、「第一款 歯科衛生士養成施設（第十条 第十三条）」を削る。

第二章第一節を次のように改める。

第一節 削除

第十条から第十三条まで 削除

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正）

2 福岡県職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項を次のように改める。

訓練指導手当は、消防学校に勤務する職員が、消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）の別表に定める各科における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎよ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練に従事したときに支給する。

（九州歯科大学附属歯科衛生学院授業料等徴収条例の廃止）

3 九州歯科大学附属歯科衛生学院授業料等徴収条例（昭和三十年福岡県条例第五号）は、廃止する。ただし、同条例に基づく授業料等であつて、平成二十三年三月三十一日以前に納付義務が生じたものについては、なお従前の例による。

（福岡県領収証紙条例の一部改正）

4 福岡県領収証紙条例（昭和三十九年福岡県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第六号を次のように改める。

六 削除

福岡県共助社会づくり基金条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第九号

福岡県共助社会づくり基金条例

（設置）

第一条 新しい共助社会の実現に向け、特定非営利活動法人やボランティアをはじめとする公益的活動を行う団体が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進めるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県共助社会づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第一条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
(管理)

第二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第三条 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十三年二月二十八日

福岡県条例第十号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

福岡県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一項第二号の規定にかかわらず、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又はその他の型認定こども園にあつて」を「満三歳以上の子どもに対する食事の提供について」に改め、「当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該」を削り、「、当該認定こども園は、当該」を「は、第一項第二号の規定にかかわらず、」に、「ものとする」を「ことをもって調理室に代えることができる」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県条例第十一号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中二の項を二五の項とし、二〇の項を二四の項とし、一九の項を二三の項とし、同表一八の項中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同項を同表二〇の項とし、同項の次に次のように加える。

二二	法第十五条の三の三第一項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者の認定申請手数料	三三、〇〇〇円	申請のとき
二二	法第十五条の三の三第二項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設設置者の認定申請手数料	二〇、〇〇〇円	申請のとき

別表中一七の項を一九の項とし、三の項から一六の項までを二項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

申請に対する審査	定更新申請手数料		
三 法第九条の二の四第一項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定申請手数料	三三、〇〇〇円	申請のとき
四 法第九条の二の四第二項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設設置者の認定更新申請手数料	二〇、〇〇〇円	申請のとき

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十二号

福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する

条例

(福岡県立自然公園条例の一部改正)

第一条 福岡県立自然公園条例(昭和三十八年福岡県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 指定(第三条・第四条)
- 第三章 公園計画(第五条・第六条)

第四章 公園事業(第七条 第十六条)

第五章 保護及び利用(第十七条 第三十一条)

第六章 生態系維持回復事業(第三十二条 第三十五条)

第七章 風景地保護協定(第三十六条 第四十一条)

第八章 公園管理団体(第四十二条 第四十七条)

第九章 費用(第四十八条 第五十条)

第十章 雑則(第五十一条・第五十二条)

第十一章 罰則(第五十三条 第六十条)

附則

第二条第二号中「施設」を「事業」に改め、同条第三号中「執行する」を「行う」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条に次の一号を加える。

四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第二章の章名中、「公園計画及び公園事業」を削る。

第四条の次に次の章名を付する。

第三章 公園計画

第五条の見出し及び同条第一項中「及び公園事業」を削り、同条第二項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「県の公報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「及び公園事業」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第四章 公園事業

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行するときは、この限りでない。

第七条第二項中「という。」は、「の下に「規則で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「市町村及び」を削り、「者は、」の下に「規則で定めるところにより、」を加え、同条第四項を削り、同条に次の七項を加える。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定

めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第八条を削り、第七条を第八条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（公園事業の決定）

第七条 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は知事が行う公園事業の廃止又は変更について準用する。

第九条及び第十条を次のように改める。

（改善命令）

第九条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十条 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。第四十六条中「第十三条第六項」を「第十九条第六項」に改め、同条を第六十条とする。

第四十五条中「第四十条、第四十一条、第四十三条」を「第五十三条、第五十四条、第五十六条」に改め、同条を第五十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十九条 第八条第九項、第十一条又は第十二条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）は、五

万円以下の過料に処する。

第四十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第十号中「第三十八条第五項」を「第五十一条第五項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第九号中「第二十五条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を同条第八号中「第二十五条第一項第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第二十三条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第二十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第二十一条第五項」を「第二十七条第五項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二十一条第一項の規定による」を「第二十七条第一項の規定に違反して、」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第十九条第一項の規定による」を「第二十五条第一項の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第十六条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十三条第五項」を「第十九条第五項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加え、同条を第五十七条とする。

一 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十三条中「第二十一条第二項又は第三十五条」を「第九条、第二十七条第二項又は第四十五条」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十二条中「第十七条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十条」を「第二十六条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号中「第十三条第一項」を「第十九条第一項又は第七項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「第十一条第三項又は第十二条第三項」を「第十七条第三項又は第十八条第三項」に改め、同条を同条第三号とし、同条の前に次の二号を加え、同条を第五十四条とする。

一 第八条第六項の規定に違反して、第八条第四項各号に掲げる事項を変更した者

(第八条第三項の認可を受けた者に限る。)

二 第八条第十項の規定により許可に付された条件に違反した者
 第四十条中「第二十二条第一項」を「第十三条第一項又は第二十八条第一項」に改め、同条を第五十三条とする。

第七章を第十一章とする。

第六章中第三十九条を第五十二条とする。

第三十八条第四項中「第十五条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条を第五十一条とする。

第六章を第十章とする。

第五章中第三十七条を第四十七条とし、第三十二条から第三十六条までを十条ずつ繰り下げる。

第五章を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第九章 費用

(公園事業の執行に要する費用)

第四十八条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

(補助)

第四十九条 知事は、予算の範囲内において、公園事業を執行する公共団体に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(適用除外)

第五十条 この章の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第三十一条中「第二十九条」を「第三十九条」に改め、第四章中同条を第四十一条とする。

第三十条中「第二十六条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条を第四十条とし、第二十九条を第三十九条とする。

第二十八条中「第二十六条第五項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第二号中「第二十六条第三項各号」を「第三十六条第三項各号」に改め、同条を第三十八条

とし、第二十七条を第三十七条とする。

第二十六条中「第三十二条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第三十三条第一号」を「第四十三条第一号」に、「当該公園」を「当該自然公園」に、「海面」を「海域」に改め、同条を第三十六条とする。

第四章を第七章とする。

第二十五条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、第三章中同条を第三十一条とし、第二十四条を第三十条とする。

第二十三条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第一項中「第一条第三項若しくは第十二条第三項第六号」を「第十七条第三項若しくは第十八条第三項第七号」に、「第二十一条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項」を「第十七条第三項、第十八条第三項第七号、第二十七条第二項」に、「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第六号若しくは第二十一条第一項各号」を「立ち入り、第十七条第三項各号、第十八条第三項第七号若しくは第二十七条第一項各号」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十二條第一項中「第十一条第三項若しくは第十二条第三項」を「第十七条第三項若しくは第十八条第三項」に、「第二十条」を「第二十六条」に、「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条第一項中「海面」を「海域」に改め、同条第七項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十七条とする。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第二十条中「第十一条第三項及び第十二条第三項第六号」を「第十七条第三項及び第十八条第三項第七号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条中「第十三条」を「第十九条」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「第十三条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「第十四条第三項各号」を「第二十条第三項各号」に改め、同条第三項中「第十六条」を「第二十一条」に改め、同条第四項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項」に改め、同条を第二十四条とし、第十七条を第二十三条とする。

第十六条第六項中「第十八条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第二十二條とし、第十五条を第二十一条とする。

第十四条第二項中「第十八条」を「この条から第二十四条」に改め、同条第三項第四号中「第十八条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同条第六項中「同条」を「同条第一項、第二項から第五項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）及び第七項」に改め、同条を第二十条とする。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

第十三条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

第十二条第三項中「次条第一項」の下に「又は第七項」を加え、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「第二十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加え、同条を第十八条とする。

四 認定生態系維持回復事業等を行うために立ち入る場合

第十一条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは第五号に規定

する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十五号を第十八号とし、第十二号から第十四号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「以下この号において「指定動物」という。」を削り、「指定動物の」を、「当該動物の」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十一条第三項第十号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十一条第三項第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十一条第四項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為を除く。）又は同項第五号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において

同号に掲げる行為若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第六項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改め、同条第七項中「前四項」を「第三項から前項まで」に改め、第三号を第四号とし、同項第二号中「第二十六条第一項」を「第三十六条第

一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同条を第十七条とする。

二 認定生態系維持回復事業等（第三十三条第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第三章を第五章とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第三十二条 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容
四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

（自然公園における生態系維持回復事業）

第三十三条 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自

然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しよつとするとき、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第三十四条 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第三十五条 知事は、第三十三条第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第十条の次に次の六条を加える。

(公園事業の休廃止)

第十一条 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十二条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- 一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。
- 二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。
- 三 第九条の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他の不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十三条 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

3 前項の規定により原状回復等を行うおととする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則への委任）

第十五条 この章に定めるもののほか、公園事業の執行に關し必要な事項は、規則で定める。

（清潔の保持）

第十六条 県は、自然公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

（福岡県環境保全に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県環境保全に関する条例（昭和四十七年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三章 自然環境保全地域（第十三条 第二十四条）」を

「第三章 自然環境保全地域

第一節 指定等（第十三条 第十五条）

第二節 保全（第十六条 第二十一条）

第三節 生態系維持回復事業（第二十一条の二 第二十一条の五）

第四節 雑則（第二十二條 第二十四條）」

第十一条第二項第二号中「その他」を「及び」に改め、「その地域」の下に「に係る生物の多様性の確保その他」を加える。

第三章中第十三条の前に次の節名を付する。

第一節 指定等

第十三条第六項中「告示しなければ」を「県の公報で公示しなければ」に改め、同条第七項中「告示」を「公示」に改める。

第十四条第一項及び第二項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項中「告示しなければ」を「県の公報で公示し、かつ、その保全地域に關する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十五条の次に次の節名を付する。

第二節 保全

第十六条第三項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を「第六号」に改め、「定めるもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十六条第三項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの。

第十六条第七項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第三項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる」を、「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改め、同条第九項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第二十一条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十七条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第十七条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第十八条第一項ただし書中「海面」を「海域」に改め、同条第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十九条第一項及び第二十一条第一項中「第十七条第三項第六号」を「第十七条第

三項第七号」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業計画）

第二十一条の二 知事は、生態系維持回復事業（保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維持又は回復を図るものをいう。以下同じ。）の適正かつ効果的な実施に資するため、保全地域に関する保全計画に基づき、福岡県環境審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生態系維持回復事業の目標
- 二 生態系維持回復事業を行う区域
- 三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、福岡

県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

（生態系維持回復事業の実施）

第二十一条の三 県は、保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町村は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町村以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事

の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあつては知事の確認を、県及び市町村以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第二十一条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行つていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行つてことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第二十一条の五 知事は、第二十一条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第四節 雑則

第二十三条第一項及び第三十条中「第十七条第三項第六号」を「第十七条第三項第七号」に改める。

第三十二条中「一」を「いずれかに」に改める。

第三十三条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十四条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第三十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第三十六条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「一」を「いずれかに」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年九月一日から施行する。

(福岡県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の福岡県立自然公園条例(以下「新自然公園条例」という。)(第十三条の規定は、この条例の施行の日以後に新自然公園条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

福岡県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十三号

福岡県中山間地域等直接支払事業基金条例を廃止する条例

福岡県中山間地域等直接支払事業基金条例（平成十二年福岡県条例第三十号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県就農支援資金貸付事業特別会計設置条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十四号

福岡県就農支援資金貸付事業特別会計設置条例

（設置等）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定に基づき、福岡県就農支援資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、福岡県就農支援資金貸付事業特別会計を設置する。

2 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第百二号）に基づく事業の経理は、前項の特別会計において行う。

（歳入及び歳出）

第二条 この会計においては、一般会計繰入金、県債による借入金、貸付金の償還金その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の規定にかかわらず、平成二十二年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算に係る歳入歳出については、平成二十三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この条例の施行に当たっては、福岡県農業改良資金助成事業特別会計に係る債権債務は、福岡県就農支援資金貸付事業特別会計に帰属するものとする。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十五号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五項を削る。

第四十一条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「前項第一号から第六号まで」を「前項（第二号、第五号及び第七号を除く。）」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十六号

福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

（福岡県立学校職員定数条例の一部改正）

第一条 福岡県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表中学校、高等学校及び中等教育学校の職員の項中「五、六八一

「を「五、六二六人」に、「四六二人」を「四五七人」に、「三一九人」を「三〇九人」に、「六、四六二人」を「六、三九二人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「一、四五三人」を「一、四七八人」に、「二一人」を「五人」に、「六〇人」を「五八人」に、「六七人」を「五六人」に、「一、五九一人」を「一、五九七人」に改める。

(福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 福岡県市町村立学校職員定数条例(昭和三十九年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校及び中学校の職員の項中「二、八八四人」を「二、〇二六人」に、「一、一四九人」を「一、一五五人」に、「三六七人」を「三八七人」に、「一、二七四人」を「一、二九〇人」に、「二五、六七四人」を「二五、八五八人」に改め、同表特別支援学校の職員の項中「二、三八八人」を「二、四三一人」に、「二一人」を「二人」に、「一、五二八人」を「一、五六二人」に改める。

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十七号

福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条各号を次のように改める。

- 一 警察官 一〇、八五二人
- 警視 二七一人
- 警部 六四〇人
- 警部補及び巡査部長 六、五二二人

巡査 } 警察教養施設において新任者として
教育訓練中の者を含む。 } 三、四一九人

二 一般職員 九〇五人

附則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十八号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の表前条第二十号に掲げる作業に従事する場合の項中「六千円」を「八千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する作業に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第十九号

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項の表区分の欄を次のように改める。

住所	区分
住所地在福岡市にある者	
住所地在久留米市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、 福津市、糸島市、筑紫郡又は糟屋郡にある者	
住所地在北九州市、大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川 市、中間市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、 朝倉郡、三井郡、三潁郡又は八女郡にある者	
住所地在行橋市、豊前市、田川郡、京都郡又は築上郡にある者	

同条第三項中「日額一万九千二百円」を「一日につき三千円」に改め、「旅費」の下に「及び一夜につき一万三千三百円の宿泊料又は三千円の食卓料」を加え、「及び航空賃」を、「航空賃及び車賃」に改める。

付則第三項を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十八日

福岡県条例第二十号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

福岡県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（人口に関する特例）

3 第二条の規定は、平成二十三年四月十日に行われる福岡県議会議員の一般選挙に限り、同条中「第十五条」を「第十五条及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第六十八号）附則第二条第一項」と読み替えて適用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。